

被懲戒弁護士の業務停止期間中における業務規制等
について弁護士会及び日本弁護士連合会の採るべき
措置に関する基準

(平成四年一月十七日理事会議決)

改正 平成 九年 四月一八日

同 一三年一月二〇日

同 二六年一月一八日

令和 二年 三月一八日

同 三年 六月一八日

(目的)

第一 この基準は、弁護士会又は日本弁護士連合会(以下「弁護士会等」という。)から弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号。以下「法」という。)第五十七条第一項第二号に掲げる懲戒の処分(以下「処分」という。)を受けた弁護士(以下「被懲戒弁護士」という。)の業務停止の期間中における業務規制等について、弁護士会及び日本弁護士連合会の採るべき措置を定め、もつて、国民の弁護士、弁護士会及び日本弁護士連合会に対する信頼並びに懲戒制度の実効性を確保するとともに、処分

- 1 -

の適正かつ公平な運用を図ることを目的とする。

(業務規制等の説示)

第二 弁護士会等は、処分の告知に当たり、被懲戒弁護士に対し、次に掲げる事項及び弁護士会が別に定める規制措置について説明し、その遵守を説示しなければならない。
い。

(受任事件の取扱い)

一 被懲戒弁護士は、受任している法律事件(裁判所、検察庁及び行政庁(以下「裁判所等」という。))に係属するものに限らない。以下「受任事件」という。
について、次のイからニまでに従った措置を採らなければならない。

イ 被懲戒弁護士は、直ちに依頼者との委任契約を解除するとともに、委任契約を解除した受任事件について、解除後直ちにその係属する裁判所等に対し、辞任の手続を執らなければならない。

ロ イの規定にかかわらず、業務停止の期間が一箇月以内であつて、依頼者が委任契約の継続を求めてその旨を記載した確認書を作成し、その写しを弁護士会等に提出する場合は、被懲戒弁護士は、依頼者との委任契約を解除しないことができる。ただし、被

- 2 -

懲戒弁護士が依頼者に対して委任契約の継続を求め
る働きかけをした場合は、この限りでない。

ハ ロの規定により委任契約を継続するときは、被懲
戒弁護士は、委任契約の継続確認後直ちに、その係
属する裁判所等に対し処分を受けたこと及び業務停
止の期間を通知しなければならない。

二 被懲戒弁護士は、イの規定により解除した委任契
約が債務整理事件であるときは、債権者に対し、依
頼者との委任契約を解除したことを連絡するものと
し、和解が成立した債権者に対する弁済代行につい
ては、依頼者に対し、被懲戒弁護士が弁済代行を行
うことができない旨及び債権者への送金先を通知し
なければならない。ただし、支払期限が処分の効力
が発生した日から十日以内の場合は、弁済代行を行
うことができる。

(顧問契約の取扱い)

二 被懲戒弁護士は、直ちに依頼者との顧問契約を解除
しなければならない。

(期日変更申請等)

三 被懲戒弁護士は、期日の延期及び変更の申請をする
ことができない。

- 3 -

被懲戒弁護士は、受任事件に関し裁判所等から書類
の送達又は送付があった場合、これを受領してはなら
ない。誤って受領した場合は、返還する等直ちに適切
な措置を採らなければならない。

(預り金の受領禁止)

四 被懲戒弁護士は、保釈保証金、保全保証金及び供託
金の還付及び取戻し、和解金等の弁済その他依頼者の
ために預り金を受領してはならない。依頼者から金員
を預かる場合も、同様とする。ただし、民法（明治二
十九年法律第八十九号）第六百五十四条に該当する場
合は、この限りでない。

(依頼者等への引継ぎ)

五 被懲戒弁護士は、第一号又は第二号の規定により委
任契約又は顧問契約を解除した場合は、依頼者及び当
該法律事務を新たに取り扱う弁護士、弁護士法人又は
弁護士・外国法事務弁護士共同法人（以下「弁護士等」
という。）に対し、誠実に法律事務の引継ぎをしなけ
ればならない。

(弁護士報酬の相殺禁止)

六 被懲戒弁護士は、被懲戒弁護士の預り金口座等に業
務停止の期間中に入金された和解金等の預り金につい

- 4 -

て、依頼者に対する預り金返還債務と弁護士報酬の請求権を相殺してはならない。

(復代理人の選任等)

七 被懲戒弁護士は、新たに復代理人を選任し、又は他の弁護士若しくは外国法事務弁護士を雇用する等してはならない。

(復代理人等の監督)

八 被懲戒弁護士は、処分を受ける前に選任した復代理人並びに雇用する等した弁護士及び外国法事務弁護士(以下「補助弁護士等」という。)に対し、指示及び監督をしてはならない。

(法律事務所管理行為等)

九 被懲戒弁護士は、法律事務所管理行為及び賃貸借契約並びに補助弁護士等及び従業者との雇用契約等を継続することができる。

(法律事務所の使用)

十 被懲戒弁護士は、その法律事務所を自らの弁護士業務を行う目的で使用してはならない。ただし、受任事件の引継ぎその他この基準によって業務停止の期間中も認められている事務等のため必要があるときは、その法律事務所の使用目的その他必要な事項の届出を行

- 5 -

った上で、弁護士会等の承認を得てその法律事務所を使用することができる。自らの弁護士業務以外の目的で使用する場合であっても、被懲戒弁護士は、弁護士会等が求めるときは、その法律事務所の使用目的その他必要な事項を届け出なければならない。

(法律事務所表示の除去)

十一 被懲戒弁護士は、直ちに弁護士及び法律事務所であることを表示する表札、看板等一切の表示を除去(表示としての機能を失わせる措置一般をいう。以下同じ。)しなければならない。ただし、被懲戒弁護士が業務停止の期間中であること及びその期間を、弁護士会等の指示する方法で表示することにより、除去に代えることができる。

(広告の除去)

十二 被懲戒弁護士は、前号に規定するほか、弁護士等の業務広告に関する規程(会規第四十四号)第二条に規定する広告をしているときは、直ちにこれを除去し、又は弁護士会等の指示に従わなければならない。

(名刺等の使用)

十三 被懲戒弁護士は、弁護士の肩書又は法律事務所名を表示した名刺、事務用箋及び封筒を自ら使用し、又

- 6 -

は他に使用させてはならない。被懲戒弁護士と事務所を共にする弁護士等は、法律事務所名を表示した名刺、事務用箋及び封筒を自ら使用することができる。

(弁護士記章及び身分証明書の返還)

十四 被懲戒弁護士は、弁護士記章規則(規則第三十五号)第五条第二項及び弁護士等の身分証明書の発行に関する規則(規則第六十号)第十三条第一項第二号の規定により、直ちに弁護士記章及び身分証明書を日本弁護士連合会に返還しなければならない。

(会務活動)

十五 被懲戒弁護士は、弁護士会及び日本弁護士連合会並びに法第四十四条の弁護士会連合会の会務に関する活動を行うことができない。

(公職等の辞任)

十六 被懲戒弁護士は、弁護士会等の推薦により官公署等の委員等に就任している場合は、直ちに当該官公署等に対し、辞任の手續を執らなければならない。

弁護士であることに基づき委嘱された人権擁護委員、選挙管理委員、労働委員会委員、調停委員、鑑定委員、破産管財人、後見人、後見監督人等についても、同様とする。

- 7 -

(弁理士、税理士等の業務)

十七 被懲戒弁護士は、弁護士又は弁護士となる資格を有する者として弁理士、税理士その他の資格の登録をしている場合であっても、当該資格の業務を行うことができない。

(戸籍謄本等請求用紙の取扱い)

十八 被懲戒弁護士は、戸籍謄本等請求用紙の使用及び管理に関する規則(規則第九号)第七条第一項第四号の規定により、速やかに、保有している全ての未使用の戸籍謄本等請求用紙(一部使用済みのものを含む)を所屬弁護士会に返還しなければならない。ただし、業務停止の期間が一箇月以内のときは、この限りでない。

(弁護士会等との連絡)

十九 被懲戒弁護士は、弁護士会等と容易に連絡を取ることができ的状态を維持し、弁護士会等の求めがある場合は、この基準に定める遵守事項の履行状況を報告し、弁護士会等の指導及び監督に従わなければならない。

い。
(指導及び監督)

第三 弁護士会等は、被懲戒弁護士がこの基準及び弁護士

- 8 -

会等の定める規制措置を遵守するよう指導及び監督をしなければならぬ。

(弁護士会の定める規制)

第四 弁護士会は、必要がある場合は、被懲戒弁護士に対する業務停止の期間中における業務の規制及び弁護士会の採るべき措置について、この基準に準じ別に定めることができる。

(施行期日・経過規定)

第五 この基準は、平成四年四月一日から施行する。

本基準の施行前に処分が告知された被懲戒弁護士については、昭和五十三年四月十九日日弁連総第六十号通知によるものとする。

附 則

第二、十二の改正規定は、平成九年四月十八日から施行する。

附 則 (平成一三年一月二〇日規則第七九号)

弁護士法人創設に係る弁護士法改正に伴う規則等整備に関する規則 第一改正)

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年一月一八日改正)

題名及び第一から第四までの改正規定は、外国弁護士に

よる法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二十九号)の施行の日から施行する。

(平成二七年政令第四一四号で平成二八年三月一日から施行)

附 則 (令和二年三月一八日改正)

1 この基準の形式を全て縦書きに改める改正規定並びに第一及び第二の改正規定は、令和二年九月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 改正後の第一及び第二の規定は、施行日以後の処分に適用し、同日前の処分については、なお従前の例による。

附 則 (令和三年六月一八日改正)

第二第五号の改正規定は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(令和二年法律第三十三号)第二条の規定の施行の日から施行する。

(令和四年政令第四一四号で令和四年一月一日から施行)